

平成26年7月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(レ)第30号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・周南簡易裁判所平成25年(レ)第467号)

口頭弁論終結の日 平成26年6月11日

判 決

京都市 [REDACTED]

控 訴 人 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 [REDACTED]

同訴訟代理人支配人 [REDACTED]

同 [REDACTED]

山口県 [REDACTED]

被 控 訴 人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、被控訴人に関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以

下同じ。) 1条1項による制限を超過する部分(以下「制限超過部分」という。)を順次元本に充当するなどの計算をすると、過払金が生じており、かつ、控訴人は、過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたから、民法704条の悪意の受益者であり、過払金に法定利息を付する旨主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、本件取引により生じた過払金123万2911円及びこれに対する過払金発生時から平成25年8月21日までの民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息(以下「法定利息」という。)29万5203円の合計152万8114円並びに上記過払金に対する同月22日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める事案である。

(2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容したことから、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 被控訴人の主張—請求原因等

(1) 控訴人は、貸金業等を営む会社である。

(2) 被控訴人は、控訴人との間で、原判決添付の別紙計算書1の「年月日」、
「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおり、平成7年5月27日から平成21年4月9日までの間、本件取引を行った。

(3) 本件取引において被控訴人が控訴人に支払った利息の利率は、いずれも利息制限法所定の制限利率を超えるものであった。

(4) 控訴人は、貸金業者であるところ、利息制限法の定めを超える約定利息は制限超過部分について無効であり、利息の債務の弁済としても元本に充当され、元本完済後の返済は法律上の原因のない利益として控訴人の利得になることを承知の上で本件取引を行っていたものであるから、制限超過部分の受領につき、貸金業の規制等に関する法律(平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。)43条1項(平成18年法律第115号4条による改正前のもの。以下同じ。)の適

用が認められない場合、同条項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、悪意の受益者（民法704条前段）であると推定される。

しかるに、控訴人は、本件取引における利息の受領につき、貸金業法17条1項及び18条1項（いずれも当該貸付けの契約に適用のあるもの。以下同じ。）各所定の各書面を交付していた事実を立証しないから、控訴人に、前記特段の事情はなく、悪意の受益者であることは明らかであり、過払金発生時から、年5分の利息（以下「法定利息」という。）を付して、その受けた利益を返還すべきである。

- (5) 本件取引における被控訴人の支払を利息制限法所定の制限利率により計算した利息に充当し、その余を元本に充当するなどの引き直し計算をし、過払金に法定利息を付する計算をすると、本件取引については、原判決添付の別紙計算書1のとおり、平成25年8月21日の時点で、過払金123万2911円及び法定利息29万5203円が生じている。

- (6) 後記被控訴人の主張(3)（期限の利益喪失）について

本件取引にかかる基本契約書には、前回入金日の翌日より起算して31日以内に支払う旨の支払期日及び期限の利益喪失特約が存在し、被控訴人が平成9年4月10日の分割金の支払を怠ったことは認めるが、被控訴人が期限の利益を喪失した翌日に分割金の返済を行ったこと、被控訴人が期限の利益を喪失した後も、控訴人は約定残元金に同日までの利息及びその翌日から支払済みまで約定遅延損害金の利率による遅延損害金を付して一括で返済を求めることなく、約12年もの長年にわたって取引を継続してきたこと、被控訴人が期限の利益を喪失した後も、控訴人は、被控訴人に対して繰り返し貸付けを行ってきたこと、約定利息と約定遅延損害金の差はわずか146円であり、よほど注意深い借主であっても、遅延損害金を徴されていることを認

識し得ない程度の額にすぎないこと、控訴人が被控訴人に対して、被控訴人の弁済を利息ではなく遅延損害金に充当した旨を通知していたと認めるに足る証拠がないことなどに照らすと、控訴人は、被控訴人に対して、期限の利益の喪失を宥恕したか、または、控訴人が期限の利益の喪失を主張することが信義則に反するというべきである。

仮に、期限の利益の宥恕も信義則違反も認められないとしても、控訴人は、被控訴人が期限の利益喪失後に返済をした場合は、同返済日以後は遅延損害金ではなく利息を徴しているから、期限の利益を再度付与しているということが出来る。

- (7) よって、被控訴人は控訴人に対し、本件取引により発生した過払金123万2911円の返還及びこれに対する過払金発生時から平成25年8月21日までの民法所定の年5分の割合による法定利息29万5203円の支払並びに上記過払金に対する同月22日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める。

3 控訴人の主張

- (1) 被控訴人の主張(1)、(2)は認めるが、その余は否認ないし争う。
(2) 被控訴人の主張(4)について

ア 控訴人は、被控訴人を含むすべての顧客に対して、貸金業法17条1項所定の事項を記載した書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条1項所定の事項を記載した書面（以下、17条書面と併せて「17条書面等」という。）を交付する十分な業務体制を常に整備していたこと、控訴人が、毎月の最低返済額のうち「元金返済額」部分が貸付取引による借入残高に応じて段階的に高くなる返済方式を採用していたこと、最高裁平成18年1月24日判決は、期限の利益喪失特約中「顧客が約定利息のうち制限超過利息の支払を怠った場合に期限の利益を喪失する」という部分について無効であると判断しており、顧客がこの判決を認識すれば、返済

期日に制限超過利息を含む約定利息を支払わない限り期限の利益を喪失することになるとの誤解をすることがなく、その上で制限超過利息を支払う可能性もあることなどからすれば、制限超過部分の受領に同法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情がある。少なくとも、平成14年8月以降については、17条書面としてより万全な記載をした書面を交付する体制を整えたことから、特段の事情があるといえる。

イ 控訴人は、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」ではないか、あるいは少なくとも平成14年8月以降については、「悪意の受益者」ではないから、被控訴人に返還すべき過払金の範囲は現に利益の存する限りに止まるところ、受領した過払金の一部は法人税として納付しており、これに相当する範囲で控訴人に利益は現存しない。控訴人の現存利益は、過払金元金の55%に相当する額である。

ウ 仮に、控訴人が、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、法定利息の発生時期は本件訴状送達の日翌日である。

エ 仮に、控訴人が、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当する合意は存在しない以上、そのように充当する法的根拠は存在しない。

(3) 期限の利益喪失

ア 本件取引につき、控訴人と被控訴人との間で締結した金銭消費貸借基本契約においては、前回入金日の翌日より起算して31日以内に支払う旨の支払期日の定め及び期限の利益喪失特約が存在するところ、被控訴人は、支払期日である平成9年4月10日に支払を怠り、期限の利益を喪失した。したがって、それ以降は、遅延損害金利率の適用を認めるべきである。

イ 被控訴人が期限の利益を喪失した後も、控訴人が一括弁済を求めず、異議を述べることなく取引を継続し、新たな貸付けを行った事情が認められたとしても、それだけでは控訴人による期限の利益喪失の主張が信義則に反するとはいえないし、貸付けの際や一部弁済の際に、控訴人担当者等が被控訴人に対し期限の利益を喪失していないとか、再度の期限の利益を付与した等と誤信させるような言動や書面の交付をしたと認める証拠はない。また、借主が期限の利益を喪失した場合、貸主において借主に対して元金の一括弁済を求めるか、それとも元金及び遅延損害金の一部弁済を受領し続けるか、その後の融資条件を借主に有利に変更するか否かは基本的に貸主が自由に決められることであり、これらの事情があったとしてもそれだけで控訴人が顧客に対し期限の利益を再度付与したと認めることはできない。

第3 判断

1(1) 被控訴人の主張(1)、(2)の各事実は、当事者間に争いがなく、同(3)の事実は、本件証拠（甲1）及び弁論の全趣旨により認められる。

(2) 悪意の受益者等（被控訴人の主張(4)及び控訴人の主張(2)アないしウ）について

前記(1)のとおり、登録を受けた貸金業者である控訴人は、被控訴人との間で、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率による本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付けを行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の

「悪意の受益者」であると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、控訴人の主張(2)アのとおり主張するが、制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることについて具体的な主張立証をしないから、同項の適用があるとは認められない。

また、上記特段の事情についても、控訴人は、本件取引に関する具体的な主張立証をしない。控訴人は、被控訴人を含むすべての顧客に対して、17条書面等を交付する十分な業務体制を常に整備していたことなど主張するが、それらのみで上記特段の事情に当たるとすることはできず、その主張する事実を認めるに足りる証拠もない。

したがって、控訴人は、本件取引による過払金の受領につき、民法704条の「悪意の受益者」に当たるといふべきであり、控訴人の前記主張は採用できない。

そうすると、控訴人は、本件取引により過払金が生じた場合には、被控訴人に対し、その受領につき民法704条の「悪意の受益者」として、過払金発生時からの法定利息を付してこれを返還すべき義務を負うといふべきである。控訴人が被控訴人から受領した過払金のうち現存利益（過払金元金の55%に相当する額）を返還すれば足りるとする控訴人の主張(2)イは、その前提を欠くものであって、到底認められない。

また、控訴人は、法定利息の発生時期につき、本件訴状送達の日翌日である旨主張するが（控訴人の主張(2)ウ）、法定利息は過払金発生時から発生すると解すべきであるから（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）、前記控訴人の主張は採用できない。

2 期限の利益喪失（控訴人の主張(3)、被控訴人の主張(6))について

- (1) 当事者間に争いのない事実及び証拠（甲1、乙1の1、1の2、2）並び

に弁論の全趣旨により認められる事実は以下のとおりである。

ア 控訴人と被控訴人は、平成7年12月21日、「金銭消費貸借基本契約書」により本件取引に係る金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

同契約の主な内容は以下のとおりである。

(ア) 借入限度額を50万円

(イ) 契約利率は年29.2%

(ウ) 返済方式をハイバランスリボルビング方式（支払期日ごとに利息（＝残元金×利率÷365日×各回の利用日数）を払うこととし、元金は、借入時もしくは追加借入れを受けた時はそのときの借入後残高に応じ、借入後残高が20万円以下の場合には5000円以上を、20万円を超え50万円以下の場合は1万円以上を支払うこととし、最終支払期限は当初借入日又は追加借入れをした時はその日から5年以内とするもの）

(エ) 支払期日 サイクル制（本件契約成立と同時に借入れを行った場合又は本件契約に基づく借入残高がない状態で借入れを行った場合は、借入日から32日以内に支払い、それ以外の場合は、前回入金日の翌日より起算して31日以内に支払い、追加借入れをした場合は、追加借入日にかかわらず支払期日は変わらないものとする。利息の入金額が不足したときは、その不足した金額に相当する日数分、次の支払期日を早めるというもの）

(オ) 遅延損害金 本件契約による債務を履行しなかった場合には、支払わなければならない元金に対して、年39.931%の割合の遅延損害金（＝残元金×利率÷365×各回の支払期日後経過日数）を支払う。

(カ) 返済金の充当順序 遅延損害金、利息、元金の順とする。

(キ) 期限の利益喪失 本件契約成立後、債務者について、支払期日までに利息又は元金の支払を怠ったときには、債権者からの通知催告がなくと

も債権者に対する一切の債務について当然に弁済期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払う。

イ 控訴人と被控訴人は、平成7年5月27日以降、原判決添付の別紙計算書1のとおり、本件契約に基づく本件取引を行っていた。

控訴人は、平成9年3月10日に2万3500円を支払い、それにより、本件契約に基づく次の支払期日は同年4月10日となったが、同日には何ら支払をしなかった。

同月11日、被控訴人は控訴人に対し、2万2946円を支払った。控訴人が、本件訴訟提起前に被控訴人の代理人に送付した取引履歴では、上記支払金のうち、146円を損害金に、1万2800円を利息に、1万円を元金に充当した処理がされている。なお、上記支払日時点（前回支払日から32日目）の残元金額は49万9724円であり、本件契約に基づく利息は1万2393円（31日分）、遅延損害金（1日分）は546円と算出されるところ、控訴人による充当は、32日分の利息が1万2792円、1日分の利息の利率と遅延損害金の利率の差にかかる金員が146円であることが考慮されたものと解される。そして平成9年4月12日から次の支払期日までは利息を徴収する計算がされている。

本件取引においては、平成9年4月11日以降も上記と同様に支払期日に遅れた支払がなされる場合があったが、その場合、前記取引履歴では、支払期日に遅れた支払がされるとそれ以降は再び次の支払期日まで利息を徴収する計算がされ、そのような態様での取引が平成21年4月9日まで継続していた。

(2) 以上によれば、本件契約に基づく平成9年4月11日の被控訴人の支払は、平成9年4月10日の支払期日に遅れたものであり、本件契約に定めた期限の利益喪失事由に該当し、期限の利益を喪失したといえる。

しかし、控訴人は、上記期限の利益喪失後も被控訴人に一括払いを求めるこ

とも、本件取引の終了まで遅延損害金を徴収し続けることもなく、支払期日に遅れた支払がされた後、次の支払期日までは利息を徴収する取扱いをしていたのであって、被控訴人において、約定の支払期日により支払が遅れることがあっても期限の利益を喪失することはないと誤信したとして無理からぬものがあるというべきである。

加えて、控訴人は期限の利益喪失の主張をしながら、本件取引において、控訴人が利息と遅延損害金を明確に区別した取扱いをしていたことを証する証拠を提出せず、本件取引の履歴に現れる利息と遅延損害金の取扱いが必ずしも本件契約に定める約定どおりのものであるかどうか疑わしい状況にあることにかんがみれば、控訴人が本件訴訟になって期限の利益を喪失し、その後に発生したのは利息でなく遅延損害金であるから利息の制限利率ではなく遅延損害金の制限利率によって過払金の元本への充当計算をすべきであると主張するのは、期限の利益を喪失していないものと信じて支払を継続してきた被控訴人の信頼を裏切るものであり、信義則に反し許されないものというべきである。

3 控訴人の過払利息につき充当合意が存在しないとの主張（控訴人の主張(2)エ）について

過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、過払金について発生した法定利息を過払金とは別途精算するというのが当事者の合理的な意思であるとは解し難く、継続的な金銭消費貸借取引にかかる基本契約が過払金充当合意を含むものである場合においては、過払金について発生した法定利息の充当につき別段の合意があると評価できるような特段の事情がない限り、まず当該法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきものと解するのが相当である（最高裁判平成25年4月11日第一小法廷判決・裁判集民事243号303頁参照）。

そして、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引にかかる基本契約は過払金充当合意を含むものであり、本件において上記特段の事情があった

ことは窺われないから、本件取引については、過払金について法定利息が発生した場合に、それを新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当する方法をとった原判決添付の別紙計算書1の充当方法が相当でないということとはできない。

4 被控訴人の主張(5)について

以上を前提に、本件取引における被控訴人の支払を利息制限法所定の制限利率により計算した利息に充当し、その余を元本に充当するなどの引き直し計算をし、過払金に法定利息を付する計算をすると、本件取引については、原判決添付の別紙計算書1のとおり、平成25年8月21日の時点で過払金123万2911円、過払金発生時から平成25年8月21日までの民法所定の年5分の割合による法定利息29万5203円が生じている。

5 結論

以上によれば、被控訴人の請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 桑 原 直 子

裁判官 宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成26年 7 月 30 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 森 山 泰 成

